



=コウノトリ飛来時の対応パンフレット=

あなたのまちに コウノトリが飛来したら、

CONTENTS

- はじめに
- 飛来が確認された市町村一覧
- コウノトリの野外個体数の推移
- コウノトリの見分け方・特徴
- 対応方法Q&A
- コウノトリがその場所で定着・繁殖するために
- コウノトリと人が共生していくために

はじめに

兵庫県立コウノトリの郷公園が、国内で絶滅したコウノトリを2005年9月24日に再び日本の空に蘇らせてから、ちょうど10年が経過しました。

兵庫県の豊岡市周辺での放鳥と野外での自然繁殖を重ねた結果、野外のコウノトリの数は今では80数羽にまで増え、北は青森県から南は鹿児島県まで全国各地で飛来が確認されるようになりました。また、今年は千葉県野田市や福井県、さらには韓国でも放鳥が行われるなど、コウノトリの野生復帰の取り組みは、国内はもとより海外にも広がっています。

このように、個体数が順調に増え、全国の様々な場所に飛来し、また繁殖の兆しまで見えてきたなか、今後、特別天然記念物であるコウノトリが飛来し、あるいは繁殖を始めた場合に、飛来先の自治体で何らかの対応が必要になることが予想されます。

そこでこの度、放鳥から10年の節目を迎えるにあたって、これまでの野外コウノトリに対する取り組みや事例を基に、コウノトリへの様々な対応について飛来先の自治体が注意すべき点などをまとめたパンフレットを作成しました。

今後、コウノトリが全国各地に飛んで行き、このパンフレットが飛来先でお役に立つとともに、コウノトリ野生復帰の取り組みが全国の自治体に広がることを祈念いたします。



2015年9月

兵庫県立コウノトリの郷公園 園長

「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル」
Inter-institutional Panel on Population Management of the Oriental White Stork

I P P M-O W S 代表

山 岸 哲

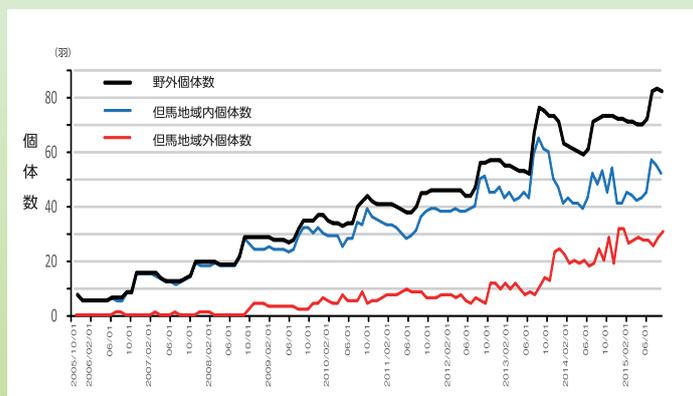
飛来が確認された市町村一覧



コウノトリは、41府県281市町村(個体識別できていない記録は含まれていません)に飛来しています。(2015年9月1日現在)

- 北海道 目撃情報なし
- 青森県 弘前市、三沢市、つがる市、平内町、鶴田町、佐井村
- 岩手県 陸前高田市
- 宮城県 仙台市、登米市、大崎市、丸森町
- 秋田県 目撃情報なし
- 山形県 目撃情報なし
- 福島県 目撃情報なし
- 茨城県 常総市、笠間市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、神栖市
- 栃木県 足利市
- 群馬県 安中市、邑楽町
- 埼玉県 加須市
- 千葉県 木更津市、野田市、袖ヶ浦市、いすみ市、多古町
- 東京都 目撃情報なし
- 神奈川県 横浜市、藤沢市
- 新潟県 新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、上越市、阿賀野市
- 富山県 高岡市、魚津市、黒部市、南砺市、射水市、入善町
- 石川県 七尾市、珠洲市、加賀市、志賀町、宝達志水町、穴水町、能登町
- 福井県 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
- 山梨県 大月市、南アルプス市、北杜市、上野原市
- 長野県 上田市、飯田市、大田市、安曇野市、中川村、白馬村、坂城町
- 岐阜県 岐阜市、大垣市、恵那市、山県市、下呂市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町
- 静岡県 静岡市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、湖西市、牧之原市、南伊豆町
- 愛知県 豊橋市、一宮市、碧南市、豊田市、江南市、小牧市、知多市、田原市、武豊町、幸田町
- 三重県 津市、松坂市、桑名市、鳥羽市、明和町、紀宝町
- 滋賀県 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町
- 京都府 京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、伊根町、与謝野町
- 大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、和泉市、大阪狭山市、阪南市
- 兵庫県 神戸市、姫路市、明石市、西宮市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、市川町、福崎町、神戸町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町
- 奈良県 安堵町

コウノトリの野外個体数の推移



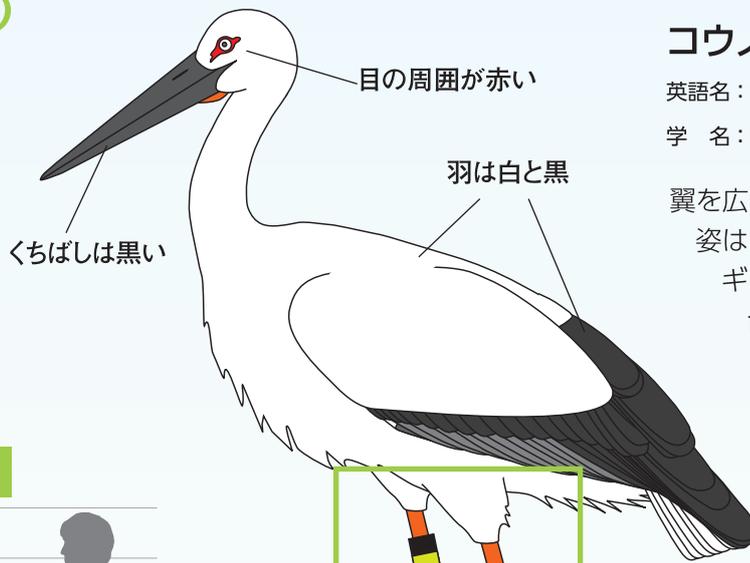
2005年に野生復帰を開始し、2007年には野外での繁殖に成功しました。兵庫県内に生息する個体数は着実に増加し、2015年9月1日現在で野外個体数は82羽に達しています。

- 和歌山県 和歌山市、海南市、御坊市、新宮市、紀の川市、岩出市、日高町、みなべ町、那智勝浦町、古座川町、串本町
- 鳥取県 鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町
- 島根県 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、川本町、隠岐の島町
- 岡山県 岡山市、倉敷市、総社市、瀬戸内市、浅口市、和気町、矢掛町、鏡野町
- 広島県 三原市、福山市、庄原市、東広島市
- 山口県 下関市、山口市、萩市、光市、長門市、周南市、山陽小野田市、田布施町
- 徳島県 徳島市、鳴門市、小島市、阿南市、美波町
- 香川県 丸亀市、善通寺市、東かがわ市、三豊市、宇多津町、まんのう町
- 愛媛県 松山市、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市
- 高知県 高知市、南国市、宿毛市、四万十町、大月町
- 福岡県 福岡市、大牟田市、筑後市、行橋市、苅田町
- 佐賀県 佐賀市、唐津市、伊万里市、小城市、白石町
- 長崎県 佐世保市、平戸市、対馬市、壱岐市、雲仙市、小値賀町
- 熊本県 熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、阿蘇市、長洲町、西原村、湯前町
- 大分県 大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、杵築市、宇佐市、国東市
- 宮崎県 宮崎市、延岡市
- 鹿児島県 出水市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南大隅町、肝付町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、天城町
- 沖縄県 目撃情報なし

※千葉県野田市由来のコウノトリは緑色で示しています。

コウノトリの見分け方

特徴



コウノトリ [コウノトリ目 コウノトリ科]

英語名: **Oriental White Stork**

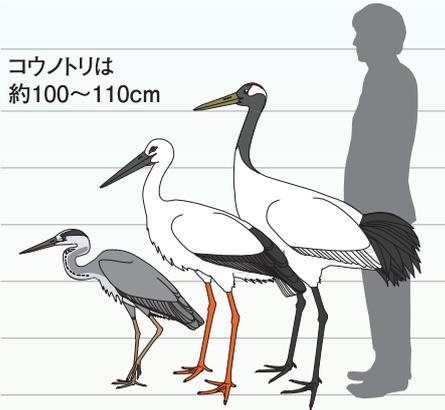
学名: **Ciconia boyciana**

翼を広げると2mにもなる大型の鳥です。姿はタンチョウなどのツル類や、アオサギなどのサギ類に似ていますが、色合いや大きさが異なります。

大型の淡水魚をはじめとする水生動物からヘビやバツタのような陸生動物まで、多様な餌をとる肉食の鳥です。

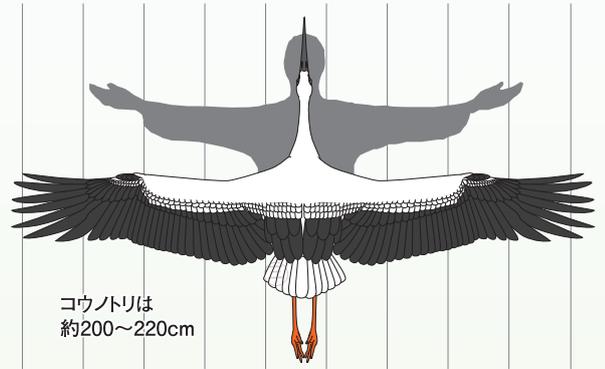
大きさのめやす①

コウノトリは約100~110cm



大きさのめやす②

コウノトリは約200~220cm



コウノトリの 個体識別

コウノトリは外見上の差異が少ないことから、個体識別のために一羽一羽異なる色の組み合わせの足環(写真1)を装着しています。個体識別ができて、ふ化年月日・巣立ち日・年齢・雌雄・親子兄弟関係・なわばりの所有をはじめとした社会関係等、多くのことが分かります。足環はコウノトリの野生復帰を進めるうえで、非常に大切な情報を提供してくれます。



写真1

個体識別を行うための標識の付け方は、国際的な取り決めに基づくものであるため、足環を装着する場合は、兵庫県立コウノトリの郷公園、もしくは山階鳥類研究所(鳥類標識センター)に必ずご相談ください。(また、足環等の装着は現状変更該当するため、事前に都道府県又は市の教育委員会にご相談ください)※詳細はP3に記載

兵庫県立コウノトリの郷公園HPでは「足環カタログ」として、これまでに装着した全個体の足環データを公開しています。

飛ぶときの姿勢

首をS字に折りたたんで飛ぶ



アオサギ

首をまっすぐに伸ばして飛ぶ



コウノトリ



目撃情報をお送りください

兵庫県立コウノトリの郷公園

Hyogo Park of the Oriental White Stork

(〒668-0814 兵庫県豊岡市祥雲寺128)

- 電子メール kounotori@stork.u-hyogo.ac.jp
- FAX **0796-23-6538**
- 電話 **0796-23-5666**

日時、場所、コウノトリが何をしていたか、何羽いたかなどを発見者(報告者)の連絡先とともにお送りください。

(様式は、兵庫県立コウノトリの郷公園HP「コウノトリ見たよ」にあります)

写真を撮影された場合は、足環が明確であれば、個体識別を行うことも可能です。ご協力よろしくお願ひします。

<http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/>

コウノトリは、主に2つの法律によって保護されています。

コウノトリは主に2つの法律「文化財保護法」と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以降、「種の保存法」と表記)により保護が図られています。両法律とも、原則として捕獲等の行為を規制しています。ただし、両法律とも目的や内容等によっては、関係省庁への必要な手続きを行うことで、捕獲等が可能となる場合があります。

文化財保護法における保護

天然記念物に関しその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされています(文化財保護法第125条)。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではありません(同法第125条但書)。なお、現状変更等に係る許可等の一部については、都道府県又は市の教育委員会が行うこととされています(文化財保護法施行令第5条)。また、同法による管理団体、所有者又は管理責任者は、天然記念物が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければなりません(同法第118条、第120条及び第33条)。

取り扱いの例

- ・電柱に作られた巣(現に繁殖のために使用されているものを除く)の除去
…現状変更し、都道府県又は市の教育委員会による許可が必要(文化財保護法施行令第5条)
- ・生息状況の調査等のため必要な捕獲及び当該捕獲した個体への標識若しくは発信機の装着等
…現状変更し、都道府県又は市の教育委員会による許可が必要(同法施行令第5条)
- ・個体が傷ついたり、又は衰亡している場合等において、当該個体の保護等のため応急の措置(捕獲等)をするとき
…維持の措置の範囲に該当する場合は許可不要(文化財保護法第125条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条)

文化財保護法(文化庁HP) http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/

種の保存法における保護

国内希少野生動植物種に指定されており、生きている個体については、捕獲等(捕獲、殺傷、損傷)が禁止されています(第9条)。また、生死を問わない個体(卵を含む)、器官(羽)、加工品(はく製、羽・卵標本、羽毛製品)については、譲渡し等(あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる)(第12条)、輸出入(第15条)、陳列又は広告(第17条)が禁止されています。

ただし、生きている個体の捕獲等又は譲渡し等の行為については、学術研究又は繁殖等の目的であれば、あらかじめ所定の手続きを行うことで、可能となる場合があります。行為を行う前に、あらかじめ環境省の地方支分部局である地方環境事務所に問い合わせるのがよいでしょう。

取り扱いの例

- ・電柱の巣の撤去 ……巣内に卵のない場合は撤去可能。
- ・撤去した巣に卵がある ……有精卵の可能性のある卵は生きている個体として扱うため、地方環境事務所に相談。
- ・傷病による緊急捕獲 ……捕獲後30日以内に地方環境事務所に通知が必要(施行規則第37条)。地方自治体以外の者が傷病個体を発見した場合は、捕獲できないので地方自治体に連絡が必要。
- ・標識調査 ……捕獲等の規制の対象(第54条 ただし地方自治体の場合)。
- ・拾われた羽毛 ……譲渡し等の規制の対象、拾得者本人の所持は可能。

種の保存法の概要(環境省HP) <http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html>

Q コウノトリを観察する上での注意はありますか？

A コウノトリは野生動物であるという前提のもと、一定の距離を保って観察してください。

1) 静かに見守りましょう

コウノトリを驚かせないように優しく静かに見守りましょう。コウノトリの観察・撮影等は、コウノトリが遠ざかったり飛び立ったりしないように、150m以上(自動車の中からでは100m以上)離れて行いましょう。

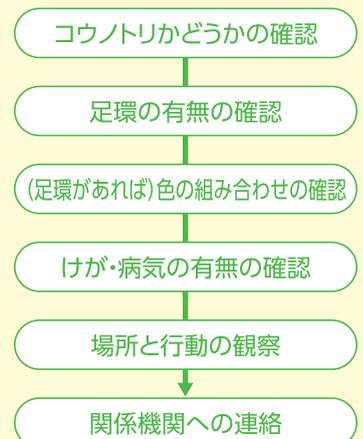
2) 地域に迷惑をかけないようにしましょう

コウノトリは集落周辺の水田、草地、河川、水路などで餌をとり、巣塔や大木等に巣を作ります。観察する時は、無断で私有地や農地に立ち入らないようにしましょう。また、農道や林道に駐車して通行の妨げにならないようにしましょう。

3) 繁殖期間は、巣に近づかないようにしましょう

2月から7月は、コウノトリの繁殖期です。この時期に人が近づくと、巣づくりや子育てに大きな影響を与えますので、コウノトリの巣には近づかないようにしましょう。巣の近くを通る時は、立ち止まらずに通り過ぎるようにしましょう。

観察時のフローチャート



Q コウノトリが電柱に巣作りを始めました。どうすればよいですか。

A その電柱を管理する電力会社に連絡してください。

コウノトリの本来の営巣場所は、マツなどの大木の樹上です。ところが実際には、電柱や送電鉄塔に好んで営巣しようとします。コウノトリが電線に触れると一瞬で感電死するだけでなく、巣の材料として運んだ針金等が通電し、電気事故の原因にもなります。コウノトリにとっても人間生活にとっても大きな問題になる恐れがあります。

兵庫県立コウノトリの郷公園では、電柱等への造巣を発見するとその電柱等を管理する電力会社に連絡し、連絡を受けた電力会社は危険回避のため巣材除去またはロープやキャップなどによる電柱等への接近阻止の対策をとっています。(既出のとおり、巣材除去には現状変更許可が必要)

他に、電力会社の協力を得て、営巣期間中だけ電線のバイパス工事をしてもらうことが可能な場合もあります。



電柱に造巣するコウノトリ



電力会社による巣材除去

Q 餌を与える人がいます。どのような対応が必要ですか。

A 野外のコウノトリに餌を与えるのはやめましょう。
餌を与えているところを見かけた場合は、やめるようお願いしてください。

野外で生活するようになったコウノトリは、野生動物、無主物であり、人間は彼らと一定の距離を保つ必要があります。野生復帰の目標である、コウノトリが野外で自活し、真の(存続可能な)野生個体群を確立させるために給餌は行わないようにしましょう。

一度、野外のコウノトリに人間が給餌をしてしまうと自分で餌を探さなくなるだけでなく、人間を恐れず接近する結果、人畜共通の病気を感染させる危険性が高まります。また、人間との事故にも遭いやすくなる恐れがあります。



No Feeding!

Q 見たところ、そのコウノトリはけがをしています。
どのように対応すればいいでしょうか。(傷病個体への対応)

A 基本的にそのコウノトリが所在する地域の野生生物救護方針等に従い、法令を遵守した対応をお願いします。

その傷病個体が所在する地方自治体の文化財主管課や希少野生動植物種(野生生物)主管課等関係機関で情報の共有に努めるとともに、基本的にそのコウノトリが所在する地域の野生生物救護方針等に従い、必要な対策等について検討することが望ましいでしょう。保護のために捕獲等を行う場合は、危険がないように野生生物の扱いに熟練した者が捕獲等を行い、その地域の野生生物救護方針等に従い



鋭いくちばしを持つコウノトリ



シカよけネットに絡まったコウノトリを捕獲する様子

治療してください。(既出のとおり、捕獲後に種の保存法に基づく通知が必要。また、文化財保護法における維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置に該当しない場合は現状変更許可が必要。)

なお、コウノトリのくちばしは鋭く、安易に近づくと目等の急所を狙って突いてくることがあります。捕獲等を行う場合は、軍手やゴーグルなどを着用し、突かれないように十分注意してください。

Q コウノトリを発見しましたが、すでに死亡していました。どうすればいいでしょうか。

A 地方自治体の文化財主管課や希少野生動植物種(野生生物)主管課等関係機関で情報の共有に努め、滅失届等の対応をするのが望ましいでしょう。

地方自治体の文化財主管課や希少野生動植物種(野生生物)主管課等関係機関で情報の共有に努め、対応するのが望ましいでしょう。死亡個体のデータは今後のコウノトリの保護に役立つと考えられますので、文化財主管課等が状況等を確認し、滅失届を文化庁へ提出していただくようお願いしています。

住民から連絡があった場合は、地方自治体等の担当が回収に行くまで死体に触れずに待機するようお願いしてください。回収した死体は焼却、埋却等の方法で処理することになりますが、博物館等で有効利用する場合は種の保存法に基づく手続きを確認のうえ行ってください。

参考) 兵庫県立コウノトリの郷公園での対応例

記録のために周囲の環境や死体の状況等を撮影してから、死体を回収しています。不衛生な場合があるためビニールの手袋等をして直接手で触れないようにし、コウノトリ全体が入る45~70ℓの厚手のビニール袋(2重)に入れて密封し、さらにもう1枚ビニール袋を被せて閉じます。くちばしが当たると袋が裂けることがあるので、事前に布等でくちばしの先端を保護します。必要であれば、回収場所の消毒等も行っています。



■ 兵庫県立コウノトリの郷公園からのお願い ■

足環がある場合は、左右と色の組み合わせ(上下も)を記録し、兵庫県立コウノトリの郷公園にお知らせください。これらの情報からコウノトリの個体識別を行い、死因の検証などを行います。

コウノトリがその場所で定着・繁殖するために



1年を通した
豊かな餌環境

長期滞在、
定着へ

繁殖年齢を迎えた
雌雄の出会い

ペア形成、
繁殖へ

巣塔の設置

コウノトリが定着するためには、繁殖のための巣塔だけでなく、周囲に好適な餌場として餌動物が多数生息する環境があることが重要です。一般的には水田が良い餌場となりますが、イネが繁茂する初夏になるとコウノトリは水田の内部に入ることができなくなるため、別の餌場を探します。コウノトリが季節ごとに、かつ1年を通して餌をとることができるように積極的に環境改善を施しておくことが大切です。

コウノトリは、ペアでなわばりを持ち、定着・繁殖する湿地生態系の頂点捕食者です。このため、コウノトリにとって最大の敵は同種他個体となります。過去には実際に、種内闘争で死亡した事例や、なわばりを持たない単独個体(フローター)が別ペアの巣を襲った事例もありました。

1930年代の豊岡盆地の野生個体群は、餌場である水田に面した丘陵斜面に営巣していました。それぞれの巣の場所が尾根を挟み、お互いに直接見えないところに位置していたため、無駄な種内闘争が緩和されていたと考えられます。

コウノトリが飛来した場所で十分な餌がとれることを学習し、そこに長期滞在するようになるとともに、滞在個体が増加し、少なくともその中で長く連れ添う雌雄が現れた後に、巣塔を立てることが望ましいでしょう。人間の都合で先に巣塔を建てても、コウノトリは必ずしもこれを選んでくれるかは分かりません。

つまり、地域の特性に合った環境整備を行い、餌となる多様な動物(魚類・両生類・ヘビ・バッタ等)が四季を通じて得られるようにすることが大切です。そうなれば、いま全国各地を放浪している個体が飛来した折に、餌が十分にとれることを学習し、定着への道が開けます。さらに、そこで繁殖年齢を迎えた雌雄が出会い、互いを気に入るとペアが形成され、繁殖へとつながるのです。

コウノトリの未来をデザインする

IPPM-OWS

「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル」
Inter-institutional Panel on Population Management of the Oriental White Stork

コウノトリは、1988年に国内で初めて飼育下繁殖に成功し、今年で28年となります。その後、個体数は着実に増加し、現在は国内19の施設で約200羽が飼育されています。

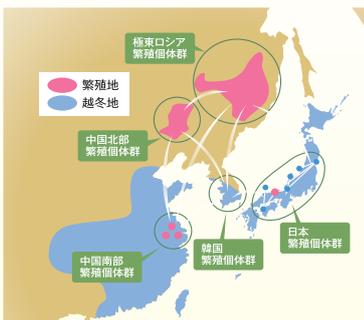
こうした中、福井県や千葉県野田市で、コウノトリの野生復帰を目指した放鳥事業が実施されるなど、兵庫県以外でも野生復帰に向けた取り組みが始まっています。野外個体群の創出には飼育個体群が基となることから、動物園等の施設で飼育している個体の重要性が高まるとともに、野外・飼育の両個体群間の連携が必要となります。このような現状を踏まえ、23の機関・施設が参加して、野外個体と飼育個体を一体的に管理するための組織を平成25年に設立しました。



IPPM-OWS会議の様子

コウノトリと人との共生のために

=野生復帰ランドデザインの策定=



兵庫県は、2005年から5年間の試験放鳥を経て、2011年に、これからの本格的野生復帰を目指した短・中期計画と野生復帰の最終ゴールをまとめた「コウノトリ野生復帰ランドデザイン」を策定しました。

1 短期目標

安定した真の野生個体群の確立とマネジメント

1. 豊岡盆地個体群と飼育個体群の維持
2. 給餌からの段階的脱出
3. なわばりの適正配置
4. 豊岡盆地個体群から但馬地域個体群への拡大
5. 県外地域での繁殖個体群の創設に向けた共同研究
6. 持続的な人材育成
7. 地域づくりに向けた知識体系の創造
8. 合意形成の促進

2 中期目標

国内のメタ個体群構造の構築

1. 国内メタ個体群の構築
2. 生息適地解析の推進

3 野生復帰のゴール

1. 安定したメタ個体群構造の確立
2. コウノトリと共生する持続可能な地域社会の実現
3. コウノトリが普通種になること



コウノトリと人が共生していくために

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、その一方で、大量生産、大量消費型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えられてきました。これまでの研究から、コウノトリ絶滅の引き金となった要因のひとつも、自然環境への負荷、具体的には餌動物の農薬汚染などであることが指摘されています。

生物多様性の高い自然を再生し、コウノトリと共生する地域をつくっていくことは、人にとっても安全で安心できる豊かな環境をつくっていくことにほかならないとの認識に立ち、地域社会全体がコウノトリを受け入れる必要があります。コウノトリが地域の誇りや愛着、アイデンティティを創出するシンボルとして位置づけられることにより、新たな価値が生み出され、環境と地域活性化の好循環を伴う地域づくりが促進されることにつながっていくのです。

コウノトリと人が共生していくためには、関係行政機関はもとより、地域住民、農林水産関係者、研究機関、学校、NPO等地域の多様な主体・組織が参画・連携し、情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に地域づくりに取り組むことが重要です。

コウノトリの野生復帰は、自然の回復・再生であると同時に、私たち人間の生き方そのものに対しても、「持続可能な共生社会の実現」という世界的な課題の解決に向けた展望を示しているのです。



多様な主体・組織の
連携が大切



監修

文化庁・環境省

連絡・問い合わせ先

兵庫県立コウノトリの郷公園・IPPM-OWS



兵庫県立コウノトリの郷公園

Hyogo Park of the Oriental White Stork

〒668-0814 兵庫県豊岡市祥雲寺字二ヶ谷128

TEL.0796-23-5666 FAX.0796-23-6538

IPPM-OWS事務局

(公財)東京動物園協会 井の頭自然文化園内(担当:大橋)

〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-17-6

TEL.0422-46-1100 FAX.0422-46-1906